

物価高騰対応重点支援事業(生活者支援)と 低所得子育て世帯支援事業のお知らせ

国で決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づき、物価高騰の影響を特に大きく受ける低所得世帯を支援するため、給付金を給付します。

1 物価高騰対応重点支援事業(生活者支援)

給付対象世帯(次のすべてに当てはまる世帯)

- ・令和5年12月1日時点で日野町に住民登録のある世帯
- ・世帯全員が令和5年度住民税均等割のみ課税されている世帯または均等割のみ課税者と非課税者と構成される世帯
- ※ 右記の条件を満たしていても、住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けている場合は、対象外となります。

給付額(1世帯あたり)

10万円(1回限り)

手続き方法等

対象と見込まれる世帯に、給付金支給のお知らせまたは確認書を送付します。

【給付金支給のお知らせが届いた場合】

- ・申請手続きは不要です。
- ・給付金支給のお知らせに記載の口座へ、後日振り込みます。
- ※ 振込口座を変更する場合は、変更手続きが必要です。給付を辞退する場合または対象にならない場合は、ご連絡ください。

【確認書が届いた場合】

- ・申請手続きが必要です。
- ・確認書は振込先が把握できない世帯などに対し、送付します。

2 低所得子育て世帯支援事業

給付対象世帯(次のすべてに当てはまる世帯)

- ・令和5年12月1日時点で日野町に住民登録のある世帯
- ・令和5年度住民税非課税世帯給付金(7万円)およびの住民税均等割のみ課税世帯給付金(10万円)が対象の世帯で、18歳以下の児童(平成17年4月2日生まれ以降の児童)を扶養している世帯
- ※ 右記の条件を満たしていても、住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けている場合は、対象外となります。

給付額(子ども1人あたり)

5万円(1回限り)

手続き方法等

対象と見込まれる世帯に、給付金支給のお知らせまたは確認書を送付します。

【給付金支給のお知らせが届いた場合】

- ・申請手続きは不要です。
- ・給付金支給のお知らせに記載の口座へ、後日振り込みます。
- ※ 振込口座を変更する場合は、変更手続きが必要です。給付を辞退する場合または対象にならない場合は、ご連絡ください。

【確認書が届いた場合】

- ・申請手続きが必要です。
- ・確認書は振込先が把握できない世帯などに対し、送付します。

※ 事業の詳細については、決定次第町のホームページでお知らせします。

！ 給付金を装った「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署へご連絡ください。また、当町の給付金では、スマートフォンやインターネットを利用した手続きはありません。不審な内容のメール、SNS、SMSなどには対応しないでください。

◆問い合わせ先 福祉保健課 地域共生推進担当 ☎ 0748-52-6524

小・中学校

日野町就学援助制度

のご案内



経済的な理由によって、小・中学校への就学に支援が必要と認められる家庭に対して、学用品費や給食費などの一部を援助する制度を実施しています。制度の利用を希望される方は、各学校または学校教育課にご相談ください。

◎対象

町内に住所を有し、町内の小・中学校および県立中学校に子どもが在籍する家庭で、世帯全員の前年の所得合計が基準以下の家庭など

◎申請

申請書に必要な事項を記入し、必要書類を添えて各学校または、学校教育課へ提出してください(申請書は、各小中学校、学校教育課、町ホームページにあります)。年度途中での申請も随時受け付けています。認定された場合、申請月の翌月から該当になります。

◆問い合わせ先

教育委員会事務局 学校教育課

☎0748-52-6564

子ども医療費受給券の申請はお済みですか？

町では、子どもたちと子育て世代をサポートするため、小・中学生、高校生等を対象に医療費の助成を実施しています。

この助成を受けるためには、事前に申請が必要です。

対象となる方には、申請案内を郵送しています。申請がまだお済みでない方は、申請書の提出をお願いします。

4月中に申請書等を提出されないと、4月から助成が受けられない場合がありますのでご注意ください。

◆問い合わせ先 住民課 保険年金担当 ☎0748-52-6584

国民年金からのお知らせ

20歳以上の学生の皆さん 学生納付特例制度はご存知ですか？

国民年金には、学生本人の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。対象となるのは、20歳以上の学生の方です。

なお、学生納付特例を希望される方は毎年度申請が必要です。

申請される方は、学生証または在学期間のわかる証明書を持って草津年金事務所または住民課までお越しください。

学生納付特例が承認された期間は、将来支給される「老齢基礎年金」の受給に必要な期間(受給資格期間)に算入されるほか、万一の場合に支給される

「障害基礎年金」や「遺族基礎年金」の受給資格期間にも反映されません。ただし年金額には反映されません。

承認された期間の保険料は、10年以内であれば、さかのぼって納付(追納)することができます。追納されると老齢基礎年金の額に反映されます。

追納を希望される場合は、草津年金事務所または住民課までお越しください。



◆問い合わせ先

日本年金機構 草津年金事務所
住民課 保険年金担当

☎077-567-2220
☎0748-52-6584